

# 更なる改革を迫られる国立大学

## — 国立大学法人運営費交付金をめぐる議論を中心に —

文教科学委員会調査室 中村 高昭

### 1. はじめに

国立大学法人は、6年間の中期目標を達成するために中期計画を6年ごとに作成しているが、平成27年度は第2期の中期計画期間の最終年度であり、第3期中期計画に向け様々な検討が進められている。

その一環として、27年6月に文部科学大臣が国立大学法人に対して、組織・業務全般にわたる見直し内容を提示した通知である「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」で、教員養成系、人文社会科学系の学部・大学院について、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換への取組を求めたため、大学関係者を中心に議論を呼んだ。

また、国立大学の運営に必要な基盤的経費とされている「国立大学法人運営費交付金」<sup>1</sup>（以下「運営費交付金」という。）について、26年10月頃から産業競争力会議や文部科学省の「第3期中期目標計画における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」などで、第3期中期目標期間の目標として、「地域貢献」、「特色ある分野での全国研究拠点」、「世界トップ大学」といった三つの枠組みを各国立大学法人に選ばせ重点支援する方針が示されたことから<sup>2</sup>、運営費交付金を始めとする、国立大学法人の財源の在り方などについて、国会などで議論が行われた。

本稿では、現在進められている国立大学の改革に関し、運営費交付金をめぐる議論を中心に見ていきたい。まず、運営費交付金のこれまでの経緯を概観した上で、見直しに当たっての論点として、運営費交付金の減少による影響、運営費交付金以外の多様な財源の確保などについて取り上げたい。その上で、28年度から始まる第3期中期目標期間における運営費交付金の配分の見直し、組織・業務の見直しなどについて、国会での議論なども含め見てみたい。

### 2. 運営費交付金のこれまでの経緯

運営費交付金は、平成27年度予算額が1兆945億円と、文部科学省文教関係予算（4兆676億円）の4分の1以上を占める主要な経費となっている。しかし、対前年度比では177億円の減額（1.6%減）となっており、減少傾向は国立大学が法人化され運営費交付金の交付が始まった16年度から続いている（図表1参照）。

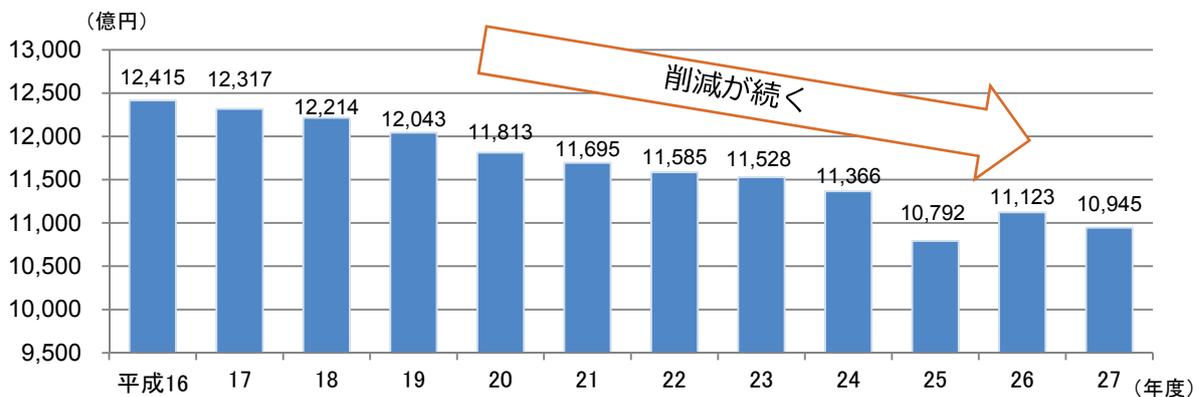
16年度の予算額である1兆2,415億円と比較すると1,470億円の減額となっており、1

<sup>1</sup> 本稿では大学共同利用機関を含んだ金額等で検討を行っている。

<sup>2</sup> 各大学の機能強化の三つの方向性は、先だって、25年11月の文部科学省「国立大学改革プラン」にも示されている（同プラン4頁）。

割以上減少している。26年度に唯一対前年度比増額となっているが、これは厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するために実施された給与臨時特例法の終了に伴う629億円の増加が大きく、この要因を除けば一貫して減少している<sup>3</sup>。なお、28年度予算の概算要求で文部科学省は、420億円増（3.8%増）の1兆1,365億円を要求している。

図表1 国立大学法人運営費交付金(予算額)の推移



(注) 復興特別会計は含んでいない。  
 (出所) 文部科学省資料より作成

運営費交付金の削減については、27年6月1日、財務省の財政制度等審議会（以下「財政審」という。）が財務大臣に行った「財政健全化計画等に関する建議」（以下「財政審建議」という。）の中で、国費負担額（運営費交付金と補助金等収入の合計）では16年度に比べて約1,500億円増加していることなどから、国からの財源措置は厳しい財政事情の中で十分に手厚く行われていると見るべきとし、その上で、大学間・大学内における大胆な再編・統合や、収入源の多様化、具体的には、研究収入の積極的獲得、授業料引上げの積極的検討などを求めた。

一方、文部科学省は、この財政審建議に対する反論として「財政制度等審議会の「財政健全化計画等に関する建議」に対する文部科学省としての考え方」（以下「財政審建議に対する文科省の考え方」という。）を同月5日に公表し、国費負担額は増加しているが、競争的研究費が増加する一方、国立大学が本来行う教育研究を支える基盤的経費である運営費交付金は減少しており、このため、若手研究者の常勤雇用の減少によるキャリアの不安定化や、基盤的な研究に充てるための経費などの捻出が困難になっているなどとした。また、授業料の値上げについても、値上げありきという考え方は適当でないなどとした。

当事者である国立大学で構成される一般社団法人国立大学協会（以下「国大協」という。）も、同月15日に取りまとめた「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」の中で、基盤的な教育経費は安定的な運営費交付金で保証すべきであり、これ以上の運営費交付金の削減は行わないよう国に要請している。

<sup>3</sup> 25年度予算額の前年度の年度と比較しての大きな減額も、給与臨時特例法等の影響額が425億円あることなどによる。

### 3. 運営費交付金をめぐる議論

運営費交付金をめぐる論点のうち、本章では、運営費交付金の減少による国立大学の研究力低下に対する懸念、また、多様な財源の確保方策としての授業料引上げ、寄附の確保などについて取り上げたい<sup>4</sup>。

#### (1) 運営費交付金の減少による国立大学の研究力低下に対する懸念

国立大学の研究力については、政府の成長戦略である『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）（以下「日本再興戦略」改訂 2015」という。）の中でも、「近年、国立大学法人については、研究の多様性や基礎研究力の相対的低下といった問題が生じており、大学改革と研究資金改革の一体的推進が必要となっている」と、問題意識が示されている<sup>5</sup>。

運営費交付金の減少が国立大学の研究力低下をもたらしているとの懸念は、国会においても議論され、運営費交付金の削減が国立大学の論文数の伸び悩み<sup>6</sup>に影響していないとは言えないのではないかと重ねての指摘に対し、下村文部科学大臣は、影響との相関関係はあると思うが、単純に運営費交付金を増やせば解決するかは別の議論が必要であり、競争的資金の充実や国立大学法人に民間から資金を供給できるような仕組みなど我が国の制度設計全体に関わってくる部分もあり、トータル的に国立大学への支援を考えていきたい旨の答弁を行っている<sup>7</sup>。

また、複数の国立大学の経営協議会学外委員<sup>8</sup>が、第 3 期中期目標計画の策定に当たって、運営費交付金の今以上の減額が研究活動に与える影響などに懸念を示しており<sup>9</sup>、例えば、東北大学の声明では、「今後も基盤的経費の削減が続いていくなれば、もう一方でこの「戦略」（「日本再興戦略」改訂 2015（筆者加筆））が目標としている「科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国」、「世界最高水準の I T 社会の実現」、「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に日本の大学を 10 校以上」などの目標達成は、国立大学の衰退とともに実現が困難になってくると言わざるを得ません。このまま推移すれば、学外から

---

<sup>4</sup> 多様な財源の確保方策としては、他に、国立大学法人の資産運用の弾力化や、収益事業の拡大などがある。前者については、教育再生実行会議の第 8 次提言が、「国立大学法人の資産運用の弾力化について検討する」との提言を行っている。また、後者については、「日本再興戦略」改訂 2015 で、「自己収入拡大に向けて財務運営の自由度を拡大するため、収益を伴う事業の拡大（国立大学法人法に規定する大学の業務範囲の明確化等）等について本年中（27 年中（筆者加筆））に一定の結論を得た上で、また、寄附金獲得に向けた方策等についても結論を得た上で、必要な措置を講ずる」とされている。

<sup>5</sup> 「日本再興戦略」改訂 2015 87 頁

<sup>6</sup> 国立大学の論文数の推移については、文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学研究のベンチマーク 2015」（平 27. 8）75 頁によると、世界的に論文数が伸びている中、平成 13 年～15 年が 33,908（以下、3 年平均値）、18 年～20 年が 33,479、23 年～25 年が 32,417 と、ほぼ横ばいとなっている。

<sup>7</sup> 第 189 回参議院文教科学委員会会議録第 6 号 8～9 頁（平 27. 4. 21）

<sup>8</sup> 経営協議会の学外委員とは、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として国立大学法人に置かれた「経営協議会」の構成員であり、当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、教育研究評議会（教育研究に関する重要事項を審議する機関であり、学内の者で組織）の意見を聴いて学長が任命するものである（国立大学法人法第 20 条第 2 項第 3 号）。

<sup>9</sup> 山本健慈和歌山大学前学長「大学運営費交付金に格差 改革の芽摘む恐れ」『日本経済新聞』（平 27. 5. 25）では、経営協議会の学外委員が声明を発表した大学として 17 大学を挙げている。

の視点で大学経営に参画してきた私たちから見ても、国立大学の将来、ひいては日本社会そのものを支える科学技術と高等教育の未来に大きな危機感を抱かざるを得ません」などと強い懸念を表明している<sup>10</sup>。

## (2) 多様な財源の確保

国立大学法人の収益構成を見ると、運営費交付金は、法人化時と比べ金額・割合とも減少しているものの、収益の大きな割合を占めていることが分かる（図表2参照）。

図表2 国立大学法人の経常収益の構成（平成16年度と25年度の比較）

	平成16年度			平成25年度	
	金額（億円）	構成比（%）		金額（億円）	構成比（%）
運営費交付金収益	11,655	47.7	運営費交付金収益	9,960	34.0
学生納付金収益	3,568	14.6	学生納付金収益	3,391	11.6
附属病院収益	6,245	25.5	附属病院収益	9,667	33.0
受託研究等収益	1,000	4.1	受託研究等収益等	1,975	6.7
寄附金収益	520	2.1	寄附金収益	667	2.3
資産見返負債戻入	1,004	4.1	資産見返負債戻入	1,472	5.0
その他	462	1.9	施設費収益	220	0.8
			補助金等収益	1,160	4.0
			研究関連収益	379	1.3
			財務収益	22	0.1
			その他	383	1.3
経常収益合計	24,454	100.0	経常収益合計	29,303	100.0

（注）金額は単位未満切捨てのため、計は必ずしも一致しない。

（出所）「国立大学法人の平成16年度財務諸表について」、「国立大学法人等の平成25事業年度決算について」（いずれも文部科学省）より作成

財政審建議では、世界トップレベルの大学が研究受託収入、資産運用益、学生納付金収入などにより収入源の多様化を図っていることと比較して、我が国の大学は財務基盤強化が十分とは言い難いとし、研究収入の積極的獲得、授業料引上げの積極的検討などを求めている<sup>11</sup>。

文部科学省も、国立大学の財源多様化の必要性自体は否定しておらず、むしろ、平成27年6月にまとめた「国立大学経営力戦略」などでは、基本的な考え方として、「国立大学法人運営費交付金などの公的資金のみに依るのではなく、（中略）財源を多元化し、強化を図ることが重要である」としている<sup>12</sup>。その一方で文部科学省は、財政審建議に対する文科省の考え方の中で、「基本的には学生等に対してできるだけ教育費負担をかけないようにしていくことが重要であり、まず、国立大学の授業料値上げありきという考え方は適当でないと考えます」<sup>13</sup>などとし、学生や保護者の家計負担に頼る方策には、慎重な姿勢を示し

<sup>10</sup> 国立大学法人東北大学 経営協議会学外委員「国立大学に対する予算の充実を求める声明」（平27.2.18）

<sup>11</sup> 財政審建議 50～51 頁

<sup>12</sup> 国立大学経営力戦略 2 頁

<sup>13</sup> 財政審建議に対する文科省の考え方 21 頁

ている。

本節では、多様な財源の確保に関し、授業料の引上げ、寄附の拡大について取り上げたい。

## ア 授業料の引上げ

### (ア) 国立大学の授業料の現状

国立大学の授業料は、文部科学省令である「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」で定められている額を標準額として、各国立大学法人が定めることとなっている<sup>14</sup>。標準額は、教育の機会均等を踏まえながら、社会経済情勢、家計負担の状況、私立大学の授業料の水準などを総合的に勘案して決定するとされている<sup>15</sup>。現在の標準額は、学部（昼間）、大学院、専門職大学院が年額 535,800 円となっている<sup>16</sup>。

授業料は、特別の事情があるときは、1.2 倍を超えない範囲内で標準額を上回って各国立大学法人で定めることができるが<sup>17</sup>、現状、標準額と異なる授業料を定めている学部はなく、5 大学院及び 2 研究科が設定しているにとどまっている（図表 3 参照）。

図表 3 標準額と異なる授業料の設定（平成 26 年度）

#### ○標準額と異なる授業料に設定

（単位：円）

大学名	区分	授業料	標準額	差額
北海道教育	大学院（教職大学院を含む）	520,800	535,800	△15,000
北見工業	大学院（博士課程）			
千葉				
東京三				

#### ○特定の研究科において、標準額と異なる授業料に設定

（単位：円）

大学名	区分	授業料	標準額	差額
東北	経済学研究科 会計専門職専攻	589,300	535,800	53,500
東京農工	工学府 産業技術専攻	572,400		36,600

（出所）文部科学省資料より作成

### (イ) 国立大学・私立大学の授業料の推移と比較

国立大学の授業料の推移を見ると（図表 4 参照）、昭和 51 年度から平成 17 年度までほぼ 2 年に 1 度授業料の引上げが行われてきたが、国立大学法人化の翌年である 17 年度に引上げが行われて以降、この 10 年間ほどは改定されていない。これだけの期間引

<sup>14</sup> 国立大学の授業料については、国立大学法人法第 22 条第 3 項において文部科学省令で定めるとされており、これを受け国立大学法人法施行規則第 3 条において本省令で定めるとされている。

<sup>15</sup> 第 156 回国会参議院文教科学委員会会議録第 19 号 7～8 頁（平 15.6.10）

<sup>16</sup> 他に、法科大学院が 804,000 円等となっている。

<sup>17</sup> 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」の第 10 条で、「国立大学法人は、国立大学（中略）の授業料の年額（中略）を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第 2 条第 1 項（中略）の規定（標準額の規定（筆者加筆））にかかわらず、これらに規定する額にそれぞれ 100 分の 120 を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。」と定められている。

上げがなかったことは、戦後の授業料の推移から見ると例外的な期間であることが分かる。

図表4 国立大学・私立大学の授業料等の推移

(単位：年度、円、倍)

	昭和24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
国立大学	3,600			6,000				9,000		
	昭和34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
国立大学					12,000					
	昭和44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
国立大学				36,000				96,000		144,000
	昭和54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
国立大学		180,000		216,000		252,000			300,000	
	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国立大学	339,600		375,600		411,600		447,600		469,200	
(参考) 私立大学	570,584	615,486	641,608	668,460	688,046	708,847	728,365	744,733	757,158	770,024
(参考) 私立/国立	1.68	1.81	1.71	1.78	1.67	1.72	1.63	1.66	1.61	1.64
	平成11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
国立大学	478,800		496,800		520,800		535,800			
(参考) 私立大学	783,298	789,659	799,973	804,367	807,413	817,952	830,583	836,297	834,751	848,178
(参考) 私立/国立	1.64	1.65	1.61	1.62	1.55	1.57	1.55	1.56	1.56	1.58
	平成21	22	23	24	25	26	27	授業料引上げを最後に行った16年度の1.57倍を、既に超えている。		
国立大学										
(参考) 私立大学	851,621	858,265	857,763	859,367	860,072	-	-			
(参考) 私立/国立	1.59	1.60	1.60	1.60	1.61	-	-			

(注) 授業料は年額。国立大学の授業料は、平成16年度以降は国が示す標準額。私立大学の授業料は平均値。

(出所) 文部科学省資料より作成

また、国立大学の授業料の標準額は、私立大学の授業料の水準も勘案されているが、国立大学の授業料に対する私立大学の授業料の平均値の倍率は、25年度時点で1.61倍となっており、授業料の引上げの前年度である16年度の1.57倍を、私立大学の授業料の上昇を受け既に上回っている。この点だけを見れば、国立大学の授業料の値上げが、いつ具体的に検討されてもおかしくないとも言える。

#### (ウ) 授業料設定の自由度の拡大

国立大学の授業料がほぼ一律となっていることについて、一般社団法人日本経済団体連合会(以下「経団連」という。)は、平成25年12月、「イノベーション創出に向けた国立大学の改革について」の中で、「質の高い教育・研究を行う大学であれば、それに見合った授業料をとり、財政基盤を強化することが可能である。文部科学省においては、授業料の引き上げが運営費交付金の引き下げに連動しないことを明確化させた上、奨学金制度の充実も図りつつ、授業料の設定の自由度を更に向上させるべきである」<sup>18</sup>とし、国立大学の授業料設定の自由度向上を求めている。

<sup>18</sup> 同提言9頁

財政審も、国立大学法人化後、大学・学部ではほぼ一律となっている国立大学の授業料の見直しについて過去指摘しており<sup>19</sup>、「国立大学の授業料（535,800円）は提供される教育・研究内容の質に応じて設定されるべきであり、全大学・学部で一律横並びの授業料は見直しが必要である」と、大学・学部間での異なる授業料設定の必要性を提言していた。なお、私立大学では、一般的に大学・学部などで授業料が異なる。

近年は、デフレ経済が続いたことなどもあり国立大学の授業料については改定が行われなかったが<sup>20</sup>、今後標準額の改定が行われた際、各国立大学が引き続き一律に標準額に合わせるのか、あるいは他大学が引き上げる中、引上げを見送る大学や、逆に引き下げる大学が出るのかなど注目される。国の行政組織の一部であった国立大学を自律的な運営が確保できるようにした国立大学法人化の趣旨がある一方、国立大学の授業料が大学により大きく異なった場合、学生の進学機会を地域により損ねる懸念もあり、多角的にみる必要がある<sup>21</sup>。

### （エ）家計所得と国立大学進学率との相関

国立大学の授業料の標準額は、教育の機会均等を踏まえながら決定しているとされている。平成21年の高校生の進路と親の年収の関連についての調査<sup>22</sup>では、国公立大学への進学率は、私立大学に比べて、親の年収に対し相対的に中立的な傾向にあるとされている。この調査を行った東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターは、「国公立大学への進学率は、所得による違いが小さく、高等教育の機会均等を果たすために国公立大学が果たしている役割が大きい」としている<sup>23</sup>。

ただし、近年においては、国立大学の授業料負担が軽くないこと、親の所得と進学率の相関が高まっていることなどの指摘も行われている。内閣の下に設けられた教育再生実行会議が27年7月に行った第8次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」でも、「我が国では、家庭の経済状況等が子供たちの学力や進学に影響を与えているという指摘もあります」とし、家計所得と大学進学率について18年及び24年に実施された調査を比較すると、私立大学への進学に加え、国公立大学への

<sup>19</sup> 財政審「平成20年度予算編成の基本的考え方について」（平19.6.6）35頁

<sup>20</sup> 国会における国立大学法人法案等の審議において、河村建夫文部科学副大臣が、「授業料等については、これからこういう時代であります。ましてや、デフレ経済のさなかにあるわけですから、むしろ抑制ぎみに考えていかなきゃなりません」との答弁を行っている。（第156回国会参議院文教科学委員会会議録第19号8頁（平15.6.10））

<sup>21</sup> このような論点について、国会における国立大学法人法案等の審議において、河村建夫文部科学副大臣は、「我が国の国立大学は、全国的に均衡の取れた配置、今全国にあるわけですが、地域の教育、文化、産業の基盤を支えて、学生の経済状況に左右されない進学機会を提供する上で極めて重要な役割を果たしてきております。こうした国立大学の役割というものは法人化によっても変わるものでないということがございます。そして、法人化後の授業料でございますが、各国立大学法人が定めることになるわけですが、今申し上げましたような国立大学の役割にかんがみまして、今後とも必要な財源措置など国の事業としても責任を持って対応することとなるわけでございます。授業料につきましても、国として標準額を示すことによって適切なものになるように努めてまいります」との答弁を行っている。（第156回国会参議院文教科学委員会会議録第22号8頁（平15.7.8））

<sup>22</sup> 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年収の関連について」（平21.7.31）

<sup>23</sup> 同調査1頁

進学においても家計所得による進学率の差が拡大しているとの研究結果を紹介している<sup>24</sup>。また、現在の国立大学の授業料について、給与所得者の平均給与に占める割合は、既に高度成長期の私立大学の負担水準を超えているとの指摘もなされている<sup>25</sup>。

#### (オ) 経済的配慮の必要性

奨学金事業などを行っている独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）は、事業説明資料の中で<sup>26</sup>、奨学生増加の背景の第一に、平均給与が年々減少する一方、授業料及び入学金が国立大学、私立大学とも高止まりしていることを挙げている。支援機構の貸与人員（予算ベース）を見ると、国立大学の法人化時の16年度では、無利子貸与31万人、有利子貸与53万人であったのが、27年度はそれぞれ46万人、88万人と大きく増加している。

OECDの報告によると、OECD諸国で授業料制度の改変が行われた国のほとんどで、「授業料制度改革と併せて学生への公的補助水準の改変も行われた」<sup>27</sup>とされており、我が国においても授業料引上げの検討を行う際には、学生への補助の充実についても併せて検討されるべきであろう。

なお、国立大学の授業料などの標準額については、17年の国立大学法人法改正案に対する参議院文教科学委員会での附帯決議で、「授業料等の標準額については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、適正な金額・水準とするとともに、標準額の決定に際しては、各国立大学法人の意見にも配慮するよう努めること」などを求めており、今後標準額の見直しが議論されるに当たっては、本附帯決議の趣旨の尊重が望まれる。

また、北欧諸国のように大学の授業料を無償としている国々もあり<sup>28</sup>、国立大学の授業料など高等教育の費用負担の在り方は、幅広い視野で検討する必要がある。

#### イ 寄附の拡大

国立大学法人に対する寄附は、図表2のとおり、経常収益に占める割合が2%程度にとどまっている<sup>29</sup>。

国会においても、大学に対する寄附についての環境整備の必要について質疑が行われた際、山中伸弥京都大学教授の意見が紹介された<sup>30</sup>。その中で、国立大学への寄附には税額控除が認められていないため、小口の寄附者にとってメリットが小さく、これが解消されれば大学が積極的に寄附を呼びかけたり、市民が寄附したりするインセンティブ（誘因）が大きくなる、との見解が引用された。これに対し、文部科学省は、税制上の

<sup>24</sup> 教育再生実行会議第8次提言3頁

<sup>25</sup> 中澤渉大阪大学准教授「教育費について我々は何を考えるべきか」『中央公論』（平27.6）43～44頁

<sup>26</sup> 支援機構「日本学生支援機構について」（平27.3）8頁

<sup>27</sup> OECD『図表でみる教育 OECDインディケータ（2014年版）』（平26.10）298頁

<sup>28</sup> 前掲OECD311頁

<sup>29</sup> なお、アメリカの大学はより大規模な寄附を集めており、研究資金の柱の一つとなっている。例えば、スタンフォード大学は、1校で1,000億円規模の寄附を受けている。（拙稿「国際的な競争力が求められている大学」『立法と調査』（平26.10）70頁参照）

<sup>30</sup> 第186回国会参議院文教科学委員会会議録第20号11頁（平26.6.19）

優遇措置の拡充に努めること、大学に対する寄附の促進効果が生まれるよう取り組んでいきたいなどと答弁している。

「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(27年6月30日閣議決定)(以下「骨太の方針 2015」という。)では、「国立大学法人に対する個人からの寄附金について、国立大学法人運営費交付金等の効率化・重点化と併せて、所得控除と税額控除の選択制を導入することについて検討する」と、具体的に税額控除の導入を検討事項として挙げている。現状、所得控除については措置されており(図表5参照)、文部科学省は28年度概算要求において、国立大学法人などに対する寄附の税額控除について、学校法人と同様の制度の導入を要望している。

国大協も同制度の実現を求めており<sup>31</sup>、「我が国の寄附文化の醸成に寄与し、卒業生も含めた多様な少額寄附者の拡大を促進する」とし、卒業生を念頭に置いた寄附の拡大を想定している。

図表5 大学に対する寄附税制の概要

○法人からの寄附

	国立大学法人	学校法人
法人税	全額損金算入	以下を限度として損金算入 (資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2 ※日本私立学校振興・共済事業団を通じた寄附は全額損金算入

○個人からの寄附

		国立大学法人	学校法人(注)
所得税	所得控除	控除額：寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2,000円	控除額：(寄附金額(総所得金額の40%を限度)－2,000円)×40%(所得税額の25%を限度)
	税額控除	なし	

(注) 一定の要件(PST要件)を満たした学校法人に対する寄附は、税額控除と所得控除の選択制が認められる。一定の要件とは、以下のいずれかを満たすなどの要件を満たしていること(28年度緩和予定)。  
(1) 3,000円以上の寄附金(入学寄附金を除く)を支出したものが平均して年に100人以上  
(2) 経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が1/5以上

○税額控除と所得控除の減税額の比較(夫婦と子供2人(大学生と高校生)の給与所得者の場合)

(単位：円)					(単位：円)				
税額控除					所得控除				
年収 寄附金額	500 万円	700 万円	1,000 万円	1,500 万円	年収 寄附金額	500 万円	700 万円	1,000 万円	1,500 万円
1万円	3,200	3,200	3,200	3,200	1万円	400	800	1,600	2,640
5万円	14,875	19,200	19,200	19,200	5万円	2,400	4,800	9,600	15,840
10万円	14,875	39,200	39,200	39,200	10万円	4,900	9,800	19,600	32,340
100万円	14,875	41,375	144,625	381,600	100万円	49,900	83,900	199,600	257,540

(注) 太枠内は、控除額がより多い場合。  
(出所) 文部科学省「平成28年度文部科学省税制改正要望事項の概要」等より作成

<sup>31</sup> 国大協「平成28年度税制改正に関する要望」(平27.8.6)

## 4. 第3期中期計画に向けた国立大学の改革

### (1) 運営費交付金配分の見直し

文部科学省は、第3期中期目標期間における国立大学の改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」<sup>32</sup>の中で、「機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて、国立大学法人運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する」<sup>33</sup>としている。これは、文部科学省の有識者会議である「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会」が27年6月に取りまとめた「審議まとめ」<sup>34</sup>で示した内容を受けたものであり、「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保した上で、改革に積極的に取り組む国立大学に対し運営費交付金を重点配分する仕組みの導入<sup>35</sup>等が提言されている。

具体的には、三つの重点支援の枠組みを新設し（図表6参照）、各国立大学自らが一つの枠組みを選択し、取組構想を提案、その際、原則として測定可能な評価指標（KPI<sup>36</sup>）などを設定するとしている。文部科学省は、この提案を受け、有識者の意見を聴取し、支援する取組を選定する。なお、本枠組みによる支援は、基本的に中期目標期間を通じて行われることになる。

取組構想の評価は、原則、年度ごとに進捗状況が確認され、向上度合いに応じ、例えば3～5程度の段階で、重点支援に反映される。優れた取組は、支援終了後運営費交付金の配分に一定の加算が行われる。なお、透明性ある評価手法や運営費交付金の具体的配分方法については、27年中を目途に取りまとめ、公表されることになっている。

これに対しては、国立大学を選別・類型化したものではないかといった議論を呼んだ。国大協もこの三つの枠組みが、「大学のいわゆる『類型化』ではないことを、改めて確認いたします」と、会長コメントで念を押している<sup>37</sup>。大学間格差の拡大、類型化などの大学関係者の懸念に対して、文部科学省は、今後の運営費交付金の具体的配分方法の検討などにおいて、情報公開・発信に努め懸念の解消に努めるべきであろう。

28年度概算要求で、文部科学省は、運営費交付金1兆1,365億円のうち重点支援として404億円を要求している。各大学が三つの重点支援枠のいずれを選んだかは、本稿末尾に各大学の27年度の運営費交付金額と併せて一覧を掲載するので参照されたい。

<sup>32</sup> 「国立大学経営力戦略」は、27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015の中に、主要施策例として盛り込まれている。

<sup>33</sup> 国立大学経営力戦略3頁

<sup>34</sup> 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について 審議まとめ」（平27.6.15）

<sup>35</sup> 審議まとめ9頁

<sup>36</sup> KPI：Key Performance Indicator

<sup>37</sup> 国立大学協会「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）」【会長コメント】（平27.4.8）

図表6 運営費交付金の三つの重点支援の枠組み

<p><b>重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進</b> 主として、地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援。</p>
<p><b>重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進</b> 主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で、地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学を支援。</p>
<p><b>重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進</b> 主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を中核とする国立大学を支援。</p>

(出所) 文部科学省「国立大学経営力戦略」(平 27. 6. 16) 等より作成

## (2) 国立大学の組織・業務の見直し

冒頭で述べたとおり、文部科学大臣が組織・業務全般にわたる見直し内容を国立大学法人に提示した通知では、「ミッションの再定義」<sup>38</sup>を踏まえた組織の見直しとして、『『ミッションの再定義』で明らかにされた各大学の強み・特色・社会的役割を踏まえた速やかな組織改革に努めることとする』とした上で、「特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院については、18歳人口の減少や人材需要、教育研究水準の確保、国立大学としての役割などを踏まえた組織見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めることとする』としている。本通知については、来年度から始まる第3期中期目標・中期計画が本決定に沿った内容となるよう文部科学省が国立大学法人などに求めているため、学問の自由との兼ね合い、人文社会科学分野の学問の必要性などから批判的な見解が多く示された。

我が国の科学者の代表機関とされている日本学術会議<sup>39</sup>の幹事会も、27年7月、「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」との声明を公表している。この中で、本通知が、「国公立を問わず大学のあり方全般に多大な影響を及ぼす可能性について、日本学術会議としても重大な関心をもたざるをえない」とした上で、「人文・社会科学のみをことさらに取り出して『組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換』を求めることには大きな疑問がある」、「教育における人文・社会科学の軽視は、大学教育全体を底の浅いものにしかねないことに注意しなければならない」と強

<sup>38</sup> 「ミッションの再定義」とは、各大学と文部科学省が意見交換を行い、研究水準、教育成果、産学連携等の客観的データに基づき、各大学の強み・特色・社会的役割（ミッション）を整理するとされたものであり、各大学のミッションの再定義の結果は、文部科学省のホームページにまとめて掲載されている。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/1341970.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1341970.htm)) (平 27. 9. 9 最終アクセス)

<sup>39</sup> 日本学術会議は、日本学術会議法に基づき設置された組織であり、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的としている。

い懸念を示している<sup>40</sup>。

国会での質疑において、大学の自治、学問の自由の尊重の観点などから、通知は撤回すべきではないかとの問いに対し、下村文部科学大臣は、本通知で特に教員養成系と人文社会科学系を取り上げている理由として、教員養成系については、既に教員養成を目的としていない新課程の廃止を方針としており、教員養成の質の向上が課題となっていること、また、人文社会科学系については、養成する人材像の明確化と、それを踏まえた教育課程に基づく組織となっていることが課題となっており、いまだ答えのない課題に向き合う力、先の予想が困難な時代を生きる力を学生に身に付けさせるため、大学教育の質の転換が求められる中で、改善の余地が大きいというふうに考えているため<sup>41</sup>と答弁している。

通知の内容が誤解されているとの文部科学省側の見解もあるが<sup>42</sup>、批判的意見が多く聞かれる現状を鑑みると、より丁寧な説明と文部科学省側の真意を伝える周知・広報が、大学に対しはもちろん、広く社会一般に対し行われるべきだったと思われる<sup>43</sup>。

8月28日に公表された、28年度の国立大学の入学定員を見ると(図表7参照)、全体で306人減となっている中、分野別では人文712

図表7 国立大学の入学定員の増減(平成26~28年度)

(単位:人)

区分		28年度	27年度	26年度
学部の新設	人文			
	社会	70		
	教育			
	その他	800	160	220
	合計	870	160	220
(参考) 人文、社会、教育の合計		70	0	0
学部の改組	人文	△ 522		
	社会	△ 103		
	教育			
	その他	530		△ 65
	合計	△ 95	0	△ 65
(参考) 人文、社会、教育の合計		△ 625	0	0
学科等の改組	人文	△ 185		
	社会	△ 305	△ 35	
	教育			
	その他	420	△ 147	△ 125
	合計	△ 70	△ 182	△ 125
(参考) 人文、社会、教育の合計		△ 490	△ 35	0
入学定員の改訂	人文	△ 5	△ 20	△ 10
	社会	△ 25	95	△ 90
	教育	207	175	65
	その他	24	△ 60	△ 25
	合計	201	190	△ 60
(参考) 人文、社会、教育の合計		177	250	△ 35
学科等の募集停止	人文			
	社会		△ 135	
	教育	△ 1,112		
	その他	△ 100	△ 210	△ 35
	合計	△ 1,212	△ 345	△ 35
(参考) 人文、社会、教育の合計		△ 1,112	△ 135	0
総計	人文	△ 712	△ 20	△ 10
	社会	△ 363	△ 75	△ 90
	教育	△ 905	175	65
	その他	1,674	△ 257	△ 30
	合計	△ 306	△ 177	△ 65
(参考) 人文、社会、教育の合計		△ 1,980	80	△ 35

(注) 各年度の各大学の予定を集計したものであり、概算要求及び設置審査に係るものが含まれているため、今後変更あるいは変更されている可能性がある。  
(出所) 各年度の文部科学省「国立大学の入学定員について(予定)」より作成

<sup>40</sup> 同声明1~2頁

<sup>41</sup> 第189回国会参議院文教科学委員会会議録第19号(平27.9.8)

<sup>42</sup> 鈴木寛文部科学大臣補佐官「大学に文系は要らない」は本当か? 下村大臣通達に対する誤解を解く」(上、下)(平27.8.17「DIAMOND online」)(<http://diamond.jp/articles/-/76705/>, <http://diamond.jp/articles/-/76706/>)(平27.9.4最終アクセス)等

<sup>43</sup> 本通知については、27年9月に経団連が「国立大学改革に関する考え方」を公表し、「今回の通知は即戦力を有する人材を求める産業界の意向を受けたものであるとの見方があるが、産業界の求める人材像は、その対極にある」と、本通知に対する様々な議論の中に誤った見方があるとするなど、多方面に波及している。

人減、社会 363 人減、教育 905 人減となっており、特に教育分野は、学部の改組や学科等の改組ではなく、学科等の募集停止で 1,112 人減と、ここ 3 年の推移で見ても、大きく定員が減少していることが分かる。通知を受け、今後も各国立大学がどのような組織・業務などの見直しを行っていくのか、注目される。

## 5. おわりに

「日本再興戦略」改訂 2015 では、大学を成長戦略の柱の一つと位置付け、鍵となる施策に、「国際的イノベーション・ベンチャー創出拠点の形成に向けた新たな大学・大学院制度の創設」や、「イノベーション・ナショナルシステムの本格稼働に向けた大学改革」<sup>44</sup>などを盛り込んでいる。政府の経済成長目標である、「中長期的に、実質 GDP 成長率 2% 程度、名目 GDP 成長率 3% 程度を上回る」ことなどを実現するために、大学は大きな役割を担っていると見える。また、政府の地方創生の基本方針として平成 27 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」でも、「地方大学等の活性化」に 1 項目を割り、意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境の実現のため、地方大学の一層の活性化に期待している。そして、同方針の中で、先述の、運営費交付金の三つの重点支援の枠組みのうち、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援することを、施策の一つに挙げている。大学は、今まで以上に、多方面にわたり期待をかけられていると言えよう。

その上で、法人化以後減少を続けている運営費交付金について、今後も減額し、競争的資金や自主財源の獲得などに根本から切り替えていくのか、また、国立大学の基盤的経費の確保のため一定以上の削減は行わないのか、今岐路に立ちつつあるように思う。

本来、大学とは、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」ものであるとの高い理念を、我が国は教育基本法で掲げている<sup>45</sup>。また、国立大学の設置目的を「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図るため」としている<sup>46</sup>。

我が国として大学、特に国立大学に何を求めるのか、国立大学の改革に当たっては国立大学の存在意義、大学の理念などの原点に今一度立ち返って考える必要があるだろう。

(なかむら たかあき)

---

<sup>44</sup> 「日本再興戦略」改訂 2015 7 頁

<sup>45</sup> 教育基本法第 7 条第 1 項。また、学校教育法第 83 条においても、大学の目的等について以下のように定めている。「第 1 項 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」「第 2 項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」

<sup>46</sup> 国立大学法人法第 1 条

【参考資料】

平成 28 年度運営費交付金における三つの重点支援枠

(単位：億円)

【重点支援①】 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進 55 大学				【重点支援②】 分野毎の優れた教育研究拠点 やネットワークの形成を推進 15 大学		【重点支援③】 世界トップ大学と伍 して卓越した教育研 究を推進 16 大学	
大学名	予 算 額	27 年 度	大学名	予 算 額	27 年 度	大学名	予 算 額
北海道教育大学	67		名古屋工業大学	41		筑波技術大学	23
室蘭工業大学	26		豊橋技術科学大学	37		東京医科歯科大学	131
小樽商科大学	13		三重大学	114		東京外国語大学	29
帯広畜産大学	28		滋賀大学	29		東京学芸大学	78
旭川医科大学	52		滋賀医科大学	60		東京芸術大学	46
北見工業大学	22		京都教育大学	35		東京海洋大学	55
弘前大学	103		京都工芸繊維大学	48		お茶の水女子大学	45
岩手大学	68		大阪教育大学	61		電気通信大学	50
宮城教育大学	27		兵庫教育大学	34		奈良女子大学	33
秋田大学	94		奈良教育大学	24		九州工業大学	49
山形大学	115		和歌山大学	39		鹿屋体育大学	13
福島大学	35		鳥取大学	107		政策研究大学院大学	19
茨城大学	68		島根大学	101		総合研究大学院大学	18
宇都宮大学	55		山口大学	117		北陸先端科学技術大学院大学	53
群馬大学	120		徳島大学	116		奈良先端科学技術大学院大学	58
埼玉大学	58		鳴門教育大学	35		九州大学	412
横浜国立大学	77		香川大学	99			
新潟大学	159		愛媛大学	129			
長岡技術科学大学	37		高知大学	90			
上越教育大学	29		福岡教育大学	32			
富山大学	127		佐賀大学	105			
福井大学	93		長崎大学	157			
山梨大学	92		熊本大学	152			
信州大学	136		大分大学	91			
岐阜大学	109		宮崎大学	94			
静岡大学	91		鹿児島大学	149			
浜松医科大学	55		琉球大学	118			
愛知教育大学	46						

(出所) 文部科学省「高等教育局主要事項—平成 28 年度概算要求—」、「平成 27 年度文部科学省所管一般会計歳出予算各目明細書」より作成